

# 令和元年度第2回千葉市健康危機管理対策本部会議

日時 令和2年2月25日(火) 9:00～

場所 本庁舎3階 第一会議室

## 次 第

1 開会

2 本部長指示

3 議事

(1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

ア 予防対策の徹底について

イ イベント等の開催の考え方について

(2) 今後の対応

4 閉会

## 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

## 1 国外の発生状況（令和2年2月21日 国の発表）

	中国	香港	マカオ	タイ	韓国	台湾	ベトナム	シンガポール	フランス	米国	オーストラリア	マレーシア	ネパール	カンボジア	カンボジア
患者数	75,465名	69名	10名	35名	104名	24名	16名	85名	12名	15名	15名	22名	1名	8名	1名
死亡者数	2,236名	2名	0名	0名	0名	1名	0名	0名	1名	0名	0名	0名	0名	0名	0名

  

	スリランカ	ドイツ	UAE	フィリピン	イギリス	インド	フィリピン	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー	エジプト	イラン
患者数	1名	16名	9名	1名	3名	3名	3名	9名	2名	1名	2名	1名	1名	5名
死亡者数	0名	0名	0名	0名	0名	0名	1名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	2名

## 2 県内の発生状況（令和2年2月22日現在）

No.	年代	性別	武漢市滞在歴	区分	発症日	検査確定日	No.	年代	性別	武漢市滞在歴	区分	発症日	検査確定日
患者1	20代	女性	なし	県内発生	1月20日	1月31日	患者6	20代	男性	なし	県内発生	2月2日	2月13日
患者2	40代	男性	あり	チャーター便	2月1日	1月30日	患者7	70代	女性	なし	県内発生	2月14日	2月20日
患者3	30代	女性	あり	県内発生	1月30日	2月4日	患者8	80代	男性	なし	県内発生	2月6日	2月20日
患者4	40代	男性	あり	県内発生	1月24日	2月5日	患者9	60代	女性	なし	県内発生	2月12日	2月21日
患者5	50代	男性	あり	チャーター便	2月7日	2月10日	患者10	50代	女性	なし	県内発生	2月16日	2月22日

## 3 千葉市公表事例（令和2年2月22日現在）千葉県患者9の事例

年代	性別	職業	発症日	検査確定日	入院状況	備考
60代	女性	教員	2月12日	2月21日	入院中	2月22日公表

## 参考) 国内発生状況（令和2年2月21日現在）

区分		陽性者数
チャーター便帰国者		14名
クルーズ船乗船者		634名
国内発生者	居住地（中国武漢市等）	9名
	居住地（日本国内）	70名
計		727名

## 3 国の対応

- ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行（2月1日）
- ・帰国者への支援、国の感染症対策の強化

## 4 千葉市の対応

## (1) 体制

千葉市健康危機管理基本指針等に基づき対応している。

- ・1月23日 感染症健康危機対策班を設置（保健福祉局健康部内）

- ・1月31日 健康危機管理対策警戒本部を設置（保健福祉、総務、消防、病院の局長会議）
- ・2月19日 健康危機管理対策本部設置

## （2）市民への情報提供等

正確な情報提供と感染予防策の実施を周知

- ・ホームページに注意喚起を掲載
- ・ちらし「新型コロナウイルスを防ぐには」、「帰国者・接触者相談センター」案内ポスターを庁内に配布
- ・保健所内に電話相談窓口の開設（1月31日） 2月22日現在相談件数 1119件

## （3）医療体制の整備

①保健所内に帰国者接触者相談センターの設置（2月7日）2月22日現在相談件数 125件

### ②医療機関等への支援

- ・「帰国者・接触者外来」に感染対策資材の配布
- ・市内病院に対してマスクの不足状況を確認中（不足している施設に対して供給予定）

### ③検査体制の強化

- ・環境保健研究所の検査体制を整備し、医療機関からの検査依頼に対応。PCR検査機器を増設予定。

## （4）その他

- ・宿泊施設向けに予防策の周知、千葉市の相談窓口や多言語による案内（観光庁）を文書で情報提供
- ・庁内向けに感染予防、相談窓口の周知、その他留意事項について文書で通知

## 5 学校、保育所、高齢者施設等の対応

- ・2週間以内に湖北省及び浙江省から帰国した児童については、症状がない場合であっても2週間の間は登校（登園）を避け、外出を控えるよう保護者宛に通知。
- ・偏見やいじめが生じないように、子どもたちと保護者に文書を配布
- ・各施設あてに感染症対策の徹底を通知。感染対策の実施状況を個別に確認。

## 6 職員の健康管理の徹底

- ・感染予防策、日常の健康管理の徹底を文書で周知  
職員自身が出勤前に健康状態を確認するための「健康観察票」を配布予定
- ・職員の勤務時間の弾力化  
時差出勤の前倒し実施（2月18日）、在宅勤務専用端末の増設

## 7 新型コロナウイルス感染症対策のホームページ

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報について  
(<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/kansensyoujyouhou.html>)
  - ・千葉市のホームページ
  - ・相談窓口や帰国者接触者相談センターの案内
- (2) 新型コロナウイルスによる肺炎について  
(<http://www.ccia-chiba.or.jp/index.php/news.html>)
  - ・千葉市国際交流協会ホームページ
  - ・英語、中国語での対応
- (3) 新型コロナウイルス感染症について  
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/2019-ncov.html>)
  - ・千葉県ホームページ
  - ・県内の発生状況
- (4) 新型コロナウイルス感染症の対応について  
([https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html))
  - ・内閣官房ホームページ
  - ・国の新型コロナウイルス対策に係る総合的な情報
  - ・関係省庁における対応状況一覧の掲載
- (5) 新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～  
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)
  - ・首相官邸ホームページ
  - ・新型コロナウイルスを含む感染症対策をまとめた掲示・周知用チラシの掲載  
(日本語、英語、中国語)
- (6) 新型コロナウイルス感染症について  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html))
  - ・厚生労働省ホームページ
  - ・患者発生情報やQ & A (一般の方向け、医療機関・検査機関向け等) の掲載
- (7) 中小企業向け新型インフルエンザ対策に関する情報提供資料のご紹介について  
(<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html>)
  - ・中小企業庁のホームページ
  - ・平成21年の新型インフルエンザ対策の際のBCP(事業継続計画)の策定に向けた各種情報が掲載。企業における感染対策等について。



## 記者発表資料

令和2年2月22日  
 【教員の新型コロナウイルス感染に関すること】  
 教育委員会事務局  
 学校教育部保健体育課  
 電話 245-5941  
 内線 8151  
 【新型コロナウイルス感染症に関すること】  
 保健福祉社 局課  
 健康部健康企画課  
 電話 245-5202  
 内線 6990

## 教員の新型コロナウイルス感染について

昨日、関係機関から連絡があり、市立中学校教員が、新型コロナウイルスに感染していることが判明しましたので、お知らせします。

## ◎当事者の概要

- 1 年代：60代
- 2 性別：女性
- 3 居住地：千葉県
- 4 症状、経過：
  - ・ 2月12日 嘔気のため、県内医療機関受診 風邪と診断
  - ・ 2月19日 医療機関受診 県内病院に入院
  - ・ 2月21日 検査の結果、陽性と判明
- 5 行動歴：発症前2週間以内に海外渡航歴無し。  
肺炎患者との明確な接触も確認されていない。
- 6 職業：教員
- 7 対応の状況
  - (1) 校内の部活動中止
  - (2) 県内外の対外遠征試合中止
  - (3) 一斉メールで不要・不急の外出は控えるよう発信（2/21（金）22：30）
- 8 今後の対応
  - (1) 当該学校は2月25日（火）、26日（水）休校。
  - (2) 当該学校の消毒を実施するとともに、濃厚接触者の健康観察と専門機関の意見を参考にその後の対応を検討。
  - (3) 経緯及び受験等について保護者へのメール及び説明資料を郵送。
  - (4) 市立学校全教職員の過去の発熱状況の調査を行い、その結果に基づき適切に対応。

令和2年2月22日  
健康福祉部疾病対策課  
043-223-2672

## 新型コロナウイルス感染症患者の発生について

県内の衛生研究所の検査により、新たに新型コロナウイルスに感染した患者が1例確認されました。

県内では、これまでに患者が9例確認されています。

患者について、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っています。

### ○患者（千葉県内9例目）の概要

- 1 年代：60代
- 2 性別：女性
- 3 居住地：千葉県（東葛南部医療圏）
- 4 症状、経過：
  - 2月12日 嘔気出現。県内医療機関Aを受診。
  - 2月13日～19日（土日除く） 県内（千葉医療圏）の職場に勤務。
  - 2月18日 咳出現。
  - 2月19日 出勤するも、体調不良のため昼に早退。  
県内医療機関Aを再受診。インフルエンザ陰性、肺炎像を確認。  
県内医療機関Bを受診し、発熱（38.5℃）が確認され入院。
  - 2月21日 発熱継続（37.8℃）。検体採取（咽頭ぬぐい液）。  
検査の結果、陽性と判明。
  - 2月22日 県内医療機関Cに転院。
- 5 行動歴：発症前2週間以内に海外渡航歴はなく、肺炎患者との明確な接触も確認されていない。
- 6 職業：教員
- 7 濃厚接触者への対応：他自治体を含む保健所による健康観察を実施予定。

令和2年2月20日

各局長・各区長 様

総務局長  
保健福祉局長

## 新型コロナウイルス感染症の予防対策について（依頼）

標記の件については、令和2年2月5日付けで依頼した「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」でお知らせしたところですが、この度、下記のとおり職員に感染の疑い等がある場合の対応を取りまとめましたので、内容を確認の上、適切に対応するようお願いいたします。

なお、本件に関しては日々状況が変化していますので、関連ホームページ等で最新情報を確認するようお願いいたします。

また、各施設管理者及び指定管理者等に対しても、本件を周知していただきますよう併せてお願いいたします。

## 記

## 1 感染予防に関する対応

(1) 2月5日付け依頼文「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」に記載した、手洗いや咳エチケット等の感染症対策を引き続き実施してください。

特に、出勤時や帰庁時には、石けんと流水での手洗いを励行して下さい。

(2) 職員は、状況に応じて不織布製マスクを着用し、感染防止に努めてください。

(3) しっかりと睡眠をとり体調管理に努めるとともに、定期的に体温を測定してください。

## 2 職員に風邪症状がある場合の対応

(1) 発熱等の風邪症状がある場合は出勤を控え、毎体温を測定し、記録してください。

(2) 以下の症状がある場合は「帰国者・接触者相談センター」に相談の上、指定された医療機関で受診してください。

なお、受診に際してはマスクを着用し、公共交通機関の利用を避けてください。

・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

その他の注意点等については「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参照してください。

(3) 職員は、受診結果を所属長へ報告し、自宅待機するなど適切に対応してください。

- (4) 所属長は、所属職員が上記の受診結果により自宅待機となった場合は、人材育成課長へ報告してください。
- (5) 服務上の取扱いについて
- ア 年次有給休暇又は病気休暇とします。
  - イ この服務の取扱いについては、今後の状況により変更の可能性もありますので、その際には別途、通知します。

### 3 職員が感染者と濃厚接触した場合の対応

- (1) 保健所等から濃厚接触に関する調査の連絡があった職員は、所属長へ報告してください。
- (2) 上記の報告を受けた所属長は、当該職員を自宅待機させてください。(自宅待機は、原則として職務専念義務の免除による対応とします。当該免除は、保健所等の指示により健康観察等が終了するまでの期間とします。)
- なお、これにより難しい場合は、当該職員に在宅勤務を命じるなど、他の職員との接触を避けるようにしてください。
- (3) 所属長は、所属職員が自宅待機となった場合は、人材育成課長へ報告してください。

【濃厚接触とは】(厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A (一般の方向け)」より  
必要な感染予防策なしで手で触れること、または対面で会話することが可能な  
距離(目安として2メートル)で、接触した方などを濃厚接触者としています。

(参考)

感染者が出た場合、保健所が患者からの聞き取りにより濃厚接触者を特定し、濃厚接触者に対しては、最終暴露から14日間、健康観察を行うこととなります。

#### (4) 服務上の取扱い

##### ア 保健所等から濃厚接触に関する調査の連絡があった場合

保健所等からの連絡の内容等を記載した書面(様式は自由)を添付し、職務専念義務免除の申請を行ってください。(職務専念義務免除の終了時期が定まらない可能性があるため、すべて紙による申請とします。(庶務事務システムの不在理由登録は行ってください。))終了期間が定まらない場合は終了日を「未定」と記載し、終了時期が確定後、給与課へ連絡してください。また、備考欄に「濃厚接触による自宅待機のため」と記載してください。

##### イ 非常勤職員等については、「災害等による休暇(有給休暇)」として取扱い、保健所等からの連絡の内容等を記載した書面を所属で保管してください。

#### (5) その他

手続き等の詳細は、給与課にご相談ください。

#### 4 その他

##### (1) 在宅勤務について

在宅勤務専用端末の台数を増設しますので、妊娠している職員や持病がある職員で、公共交通機関での通勤に不安があり、在宅勤務を希望する場合は人材育成課に相談してください。

##### (2) 情報の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症について、公共の場やSNS等で根拠のない情報や不確かな情報を発言したり発信したりしないよう、十分注意してください。

#### 5 参考ホームページ

##### (1) 帰国者・接触者相談センターの連絡先等

###### ア 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

###### イ 千葉市ホームページ

[https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/kansensyou\\_jyouhou.html](https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/kansensyou_jyouhou.html)

##### (2) 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

#### 【職員の健康管理に関すること】

##### 人材育成課

担当 高橋、村田、靱井

電話 245-5038

内線 90-2854

#### 【病気休暇及び職務専念義務免除の申請に関すること】

##### 給与課

担当 中川、和田、藤田

電話 245-5035

内線 90-2183

#### 【新型コロナウイルス感染症に関すること】

##### 健康企画課

担当 舘岡、葛西、西郡

電話 245-5207

内線 90-6909

## 健康観察票

毎朝、体温を測定して記入してください。

37.5℃以上の発熱がある時には、無理せず、休んで、体調を整えましょう。

こまめな手洗いを励行し、咳エチケットを守りましょう。また、十分な栄養と休養を取るようになしてください。

日付	/	/	/	/	/	/	/
曜日	日	月	火	水	木	金	土
時間	:	:	:	:	:	:	:
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	せき	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	くしゃみ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	鼻汁・鼻閉	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	咽頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

日付	/	/	/	/	/	/	/
曜日	日	月	火	水	木	金	土
時間	:	:	:	:	:	:	:
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	せき	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	くしゃみ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	鼻汁・鼻閉	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	咽頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

日付	/	/	/	/	/	/	/
曜日	日	月	火	水	木	金	土
時間	:	:	:	:	:	:	:
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	せき	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	くしゃみ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	鼻汁・鼻閉	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	咽頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

日付	/	/	/	/	/	/	/
曜日	日	月	火	水	木	金	土
時間	:	:	:	:	:	:	:
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	せき	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	くしゃみ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	鼻汁・鼻閉	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	咽頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

令和2年2月25日

保健福祉局

現時点での市主催のイベント等における感染リスク低減のための考え方

## 1 イベント等の開催可否について

◎どうしてもこの時期、年度内に実施しないといけない集会なのかどうか（イベントの重要度）をまずチェックすること

1) 高齢の方や基礎疾患のある方のみの屋内の集会については、原則、延期又は中止

例：老人会、患者会 等

但し、屋外での開催については、参加者の密集度を勘案し運営方法を検討

例：ラジオ体操 等

2) 不特定多数が参加する集会については、主な参加者のプロフィールを勘案し開催を検討

例：高齢者の参加が大多数の場合には1)に準ずる

健康成人が大多数の場合には開催場所、密集度、運営方法を検討

3) 特定多数が参加する集会（小児中心の集会を含む）については、注意事項を事前に周知し、開催する場合には、運営方法を検討

特に、小児が中心の集会の場合には、付き添いなどの成人への注意喚起を行う方法も含め運営方法を検討

## 2 開催の際に考慮すべき情報

1) 参加者の年齢、人数、属性

2) 場 所

・屋外か屋内か、座席の配置、換気の可否、出入口の状況 等

3) 集会内容

・対面集会か座学か、接触の可能性、飲食を伴うか 等

4) 参加者への伝達方法

## 3 会場運営の検討

1) 開催前の情報提供

2) 入場時の受付体制

3) 集会の運営の変更

4) 退場時の体制

## ○会場運営の具体的方法

### 1)開催前の情報提供

例

お願い

咳やくしゃみなどの風邪のような症状のある方は参加を控えてください。  
また、参加前に、体温を測定して、37.5℃以上の場合には、参加を控えてください。  
参加する場合には、お一人お一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけてください。必要に応じてマスクを着用してください。  
特に、ご家族など周囲に風邪症状のある人がいる場合には、参加を見合わせることも考えてください。

### 2)入場前の受付体制

#### ①参加者の健康チェック

- ・個人ごとに健康チェック(咳・鼻水などの風邪症状の有無)を行う。
- ・咳・鼻水などの風邪症状がある場合は、参加を控えていただく。

#### ②入室前の処置

- ・入室前に手洗いを行う。
- ・手洗いができない場合には、可能な限り消毒用エタノールを用いて消毒する。

#### ③入室方法の検討

- ・混雑しないように、入室時間帯を制限する。
- ・参加者が停滞しないように入口・受付場所を増やす。
- ・入口の開閉は、原則、主催者が行う。(参加者が触れないようにする)

### 3)集会の運営の変更

#### ①会場の選定

- ・人数と会場のバランスを考え、広い会場に変更する。

#### ②参加者の間隔

- ・1～2m以上の間隔を取る。

#### ③集会の形態

- ・対面による集会(例:グループワークなど)は避ける。

#### ④換気

- ・集会中は、窓を開け、部屋の換気を行う。

#### 4)退場時の体制

##### ①退場方法の検討

- ・複数の出口を利用する。
- ・出口の開閉は、原則、主催者が行う。(参加者が触れないようにする)
- ・いちどきに退場せず、グループごとに退場させ混乱を避ける。

##### ②帰宅後の健康状態の注意

- ・熱や咳、鼻水などの風邪症状が出ないが自己管理を行うよう注意を促す。

## イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いいたします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただくようお願いいたします。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただくようお願いいたします。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願いいたします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただくなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。